



宿泊約款／利用規約

第1条 本約款の適用範囲

1. 焼津 PORTERS「Re：PORTHOTEL」（以下「当ホテル」といいます。）が締結する宿泊約款及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいいます。以下同じ。）又は一般に確立された慣習によるものとし、この約款に優先するものとします。
2. 当ホテルが、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申込み

1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルへ申し出ていただきます。
 - (1) 代表者を含む宿泊者全員の氏名
 - (2) 代表者の住所、電話番号
 - (3) 宿泊日、出発日、及び到着予定時刻
 - (4) 外国籍の宿泊者にあつては、国籍、旅券番号
 - (5) その他、当ホテルが必要と認めた事項
2. 宿泊者が宿泊中に、すでに契約した宿泊日を超えて宿泊を継続する申し入れをした場合、当ホテルはその申出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。
3. 18歳未満（高校生含む）の宿泊者のみでの宿泊は、保護者の許可が無い限りお断り致します。宿泊にはご宿泊者全員分の保護者同意書の提出が必要となります。

第3条 宿泊契約の成立

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第14条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第13条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊者に告知した場合に限ります。

第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 施設における感染防止対策への協力の求め

当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法（昭和23年法律第138号）第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

第6条 宿泊契約締結の拒否

当ホテルは次に掲げる場合において、宿泊契約に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室あるいは宿泊可能な部屋が満床で客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等（以下「特定感染症の患者等」という。）であるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）。
- (8) 宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

第7条 宿泊者の契約解除権

1. 宿泊者は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊者が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊者が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊者に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後9時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理することがあります。

第8条 当ホテルの契約解除権

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
 - (1) 宿泊者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をす
るおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊者が次のイからハに該当すると認められるとき。
イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊者が特定感染症の患者等であるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められた
とき（宿泊者が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項に規定による社
会的障壁の除去を求める場合は除く。）。
 - (6) 宿泊者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対す
る宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法
施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
 - (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたづら、その他当ホテルが定める利用
規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊者がいまだ提供を
受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

損等の損害について、当ホテルは一切責任を負いません。

第 16 条 宿泊者の手荷物又は携帯品の保管

1. チェックイン以前に、宿泊者が手荷物を当ホテルに預ける場合は、当ホテルに併設されている、ロッカールームをご利用ください。ただし、ロッカールーム内における、滅失又は毀損等の損害について、当ホテルは一切責任を負いません
2. 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

第 17 条 インターネット通信の使用

1. 当ホテル内でのインターネット通信の利用に当たっては、利用者自身の責任において行うものとします。利用中のシステム障害その他理由によりサービスが中断し、その結果、利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。
2. インターネット通信の利用に際し、当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテル及び第三者に損害が見込まれる場合、又は生じた損害についてはその損害相当額を申し受けます。

第 18 条 本約款の変更

この約款に定めのない事項及び営業を行う上で必要であると判断した場合には、事前に予告なく内容を変更することがあります。

第 19 条 駐車場の責任

宿泊者が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

第 20 条 宿泊者の責任

宿泊者の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊者は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。